

災害時初動体制マニュアル

三笠市

目 次

第1章 総則

1 マニュアルの目的	1
2 マニュアルの位置づけ	1
3 対象とする災害	1
4 マニュアルの構成	1

第2章 地震編

1 職員出動基準	2
2 第一次非常配備（初動体制）	3
3 第二次非常配備（出動体制）	4
4 第三次非常配備（総動員体制）	5
5 地震初動体制フローチャート（震度5強以上）	6
6 任務分担	7

第3章 風水害編

1 職員出動基準	9
2 第一次非常配備（初動体制）	10
3 第二次非常配備（出動体制）	11
4 第三次非常配備（総動員体制）	12
5 風水害配備体制フローチャート	13
6 任務分担	13

第4章 雪害編

1 職員出動基準	14
2 第一次非常配備（初動体制）	15
3 第二次非常配備（出動体制）	15
4 第三次非常配備（総動員体制）	16
5 雪害配備体制フローチャート	17
6 任務分担	18

第1章 総則

1. マニュアルの目的

本マニュアルは、地震災害、風水害、雪害の初動段階から事態安定期（災害対策本部が設置され、実質的に安定的な活動ができる時期）に至るまでの時期において、市職員が的確な初動対応を遂行できるよう、動員、参集のあり方を具体的かつ簡潔に示すことを目的とする。

2. マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成される三笠市地域防災計画の災害応急対策計画のうち、職員の動員や参集等、特に人命の救助や被害拡大防止に直結する重要な災害初動体制について、より具体化を図ったものとして位置づける。

なお、実際に災害時に活用されることを目的とするこのマニュアルの性格を踏まえ、今後の災害の経験等をもとに、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直すものとする。

3. 対象とする災害

災害とは、災害対策基本法において以下のとおり定義されている。

- ・暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害
- ・大規模な火事もしくは爆発、その他の大規模な事故により生ずる被害

以上の定義のなかで、当市においては地震、風水害、雪害が予想されることから、本マニュアルでは災害の発生又は発生するおそれがある場合を対象とする。

4. マニュアルの構成

本マニュアルは、『総則』のほか、主に震度4以上の地震を対象とする『地震編』、大雨や台風を対象とする『風水害編』、大雪を対象とする『雪害編』の4章で構成する。

第2章 地震編

1 職員の出動基準

地震が発生した場合、災害応急対策を迅速に対応するため、配備体制を次のとおり定める。

出動基準震度	出 勤 区 分	課 名
震度4	第一 次 非 常 配 備 (初動体制)	1 生活安全センター 2 総務課 3 建設課 4 水道課 5 消防署 ※状況によっては他の部課も対応する。
震度5弱	第二 次 非 常 配 備 (出動体制)	1 生活安全センター 2 総務課 3 建設課 4 水道課 5 消防署 6 市民生活課 7 福祉事務所 8 保健福祉課 9 学校教育課 ※被害状況によっては、災害対策本部の設置
震度5強以上	第三 次 非 常 配 備 (総動員体制)	1 災害対策本部の設置 2 災害対策本部員による対策協議 3 地域防災計画に基づき各部・各班は災害応急対策を実施

第一次非常配備（初動体制）

○ 震度4の地震発生

- 1 震度4が観測されたとき、次のとおり対応する。
 - (1) 生活安全センター ・・・・・・・ 被害の情報収集（公共施設含む）、愛の鐘放送を実施
 - (2) 総務課 ・・・・・・・ 各所管に施設被害有無の確認、ライフラインの確認
 - (3) 建設課 ・・・・・・・ 公共施設等、道路関係、河川関係、橋梁関係、土木関係
 - (4) 水道課 ・・・・・・・ 上下水道施設の点検、給水の準備
 - (5) 消防署 ・・・・・・・ 火災、救助、救急の対応
 - (6) 他の部課 ・・・・・・・ 施設利用者の安全確保対策実施、所管施設の点検
- 2 消防長は、必要に応じて各部長及び各所属長を招集して対応を協議する。
- 3 消防長は、市長及び副市長に被害状況を報告する。

※状況によっては、総務課や各所管に連絡

第二次非常配備（出動体制）

- 震度5弱の地震発生
- 被害の状況に応じ災害対策本部を設置
(災害対策基本法第23条第1項の規定により、市長が認めたとき)

- 1 震度5弱が観測されたとき、次のとおり対応する。
 - (1) 生活安全センター …… 被害の情報収集（公共施設含む）、愛の鐘放送を実施
 - (2) 総務課 …… 各所管に施設被害有無の確認、ライフラインの確認
 - (3) 建設課 …… 公共施設等、道路関係、河川関係、橋梁関係、土木関係
 - (4) 水道課 …… 上下水道施設の点検
 - (5) 消防署 …… 火災、救助、救急の対応
 - (6) 市民生活課 …… 避難所開設準備
 - (7) 福祉事務所、保健福祉課 …… 要援護者避難支援体制の準備
 - (8) 学校教育課 …… 学校等被害状況確認、避難所開設準備
 - (9) 他の部課 …… 施設利用者の安全確保対策実施、所管施設の点検
- 2 消防長は、必要に応じて各部長及び各所属長を招集して対応を協議する。
- 3 状況によっては、災害対策本部を設置する。
- 4 消防長は、市長及び副市長に被害状況を報告する。

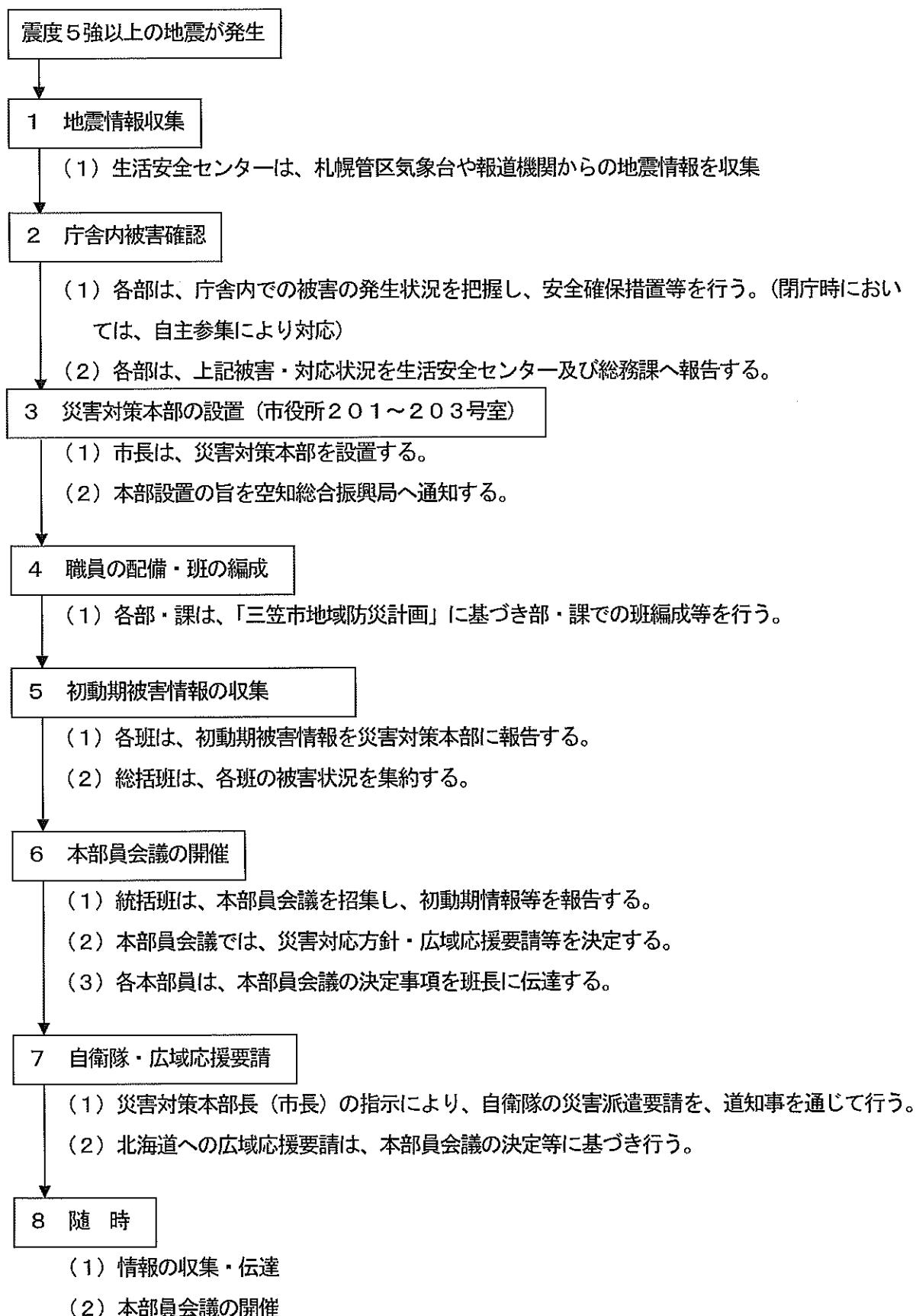
第三次非常配備（総動員体制）

- 震度5強以上の地震発生
- 災害対策本部を設置

（災害対策基本法第23条第1項の規定により、市長が認めたとき）

- 1 震度5強以上が観測されたとき、全職員をもって配備
- 2 閉庁時においては、自主参集をする。（総務課は職員招集メールを実施）
- 3 災害対策本部を設置（市役所201～203号室）※市役所が被災した場合は、消防本部に移設
 - (1) 机・椅子・表示板等の配置
 - (2) 防災無線の準備及び配置
 - (3) 各種様式の準備
 - (4) 災害状況図の配置
 - (5) 電話機の設置
 - (6) 発電機の稼動（防災行政無線用、災害対策本部室用）
- 4 初動体制の確立
 - (1) 災害対策本部員会議
 - (2) 情報収集・伝達及び災害広報
 - (3) 避難、救出、医療、救護
 - (4) 火災・危険物対策・出水・土砂災害等二次災害防止活動
 - (5) 自衛隊への災害派遣の要請
 - (6) 交通確保（配車、道路警戒等）、輸送
 - (7) 被害調査
 - (8) 避難所開設の準備
 - (9) 食糧・飲料水・生活必需品等の供給
- 5 各部長は地域防災計画に基づき各班長、班員に指示を伝達し、災害応急対策を実施する。

6 地震初動体制フローチャート（震度5強以上）



7 任務分担

初動体制における各部の所掌する業務は、概ね次のとおりである。

部 名	任 務 分 担	担 当 課
総務対策部 (総括班) (総務班)	災害対策本部の設置 災害情報の収集及び防災関係機関への伝達 動員連絡及び出動人員の把握 被害情報のとりまとめ 道及び防災関係機関との連絡調整 自主防災組織との連絡調整 避難勧告等に関する事務 道、協定市、自衛隊等への応援要請 災害対策に関する方針の作成 来庁者及び職員の安全確保、負傷者の救護 庁舎の被害状況の把握 災害活動に従事する職員の飲料水、食料の確保 市議会との連絡調整被害	生活安全センター 総務予防課 総務課 議会事務局 選挙管理委員会事務局
企画対策部 (企画広報班) (財務班) (調査班)	市民への情報伝達・広報 報道機関との連絡調整 災害に関する市民相談窓口の設置 情報の記録、整理 テレビ、ラジオ、新聞報道等からの情報の収集 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整	企画調整課 税務財政課 政策推進課 会計課
市民対策部 (避難防疫班) (救護班) (保健対策班)	自治会との連絡調整 所管施設の被害状況調査 避難所開設及び運営への協力 避難所開設に関する指示及び連絡調整 避難誘導 避難者の確認及び安否情報の収集 所管施設の被害状況調査 医療、福祉関係機関との連絡調整 要援護者避難支援体制の確立 要援護者及び避難支援者への情報伝達 要援護者の安否確認 所管施設の施設利用者及び入所者等の避難誘導、安否確認 要援護者、負傷者等の搬送の手配 医療救護所の設置	市民生活課 福祉事務所 保健福祉課 地域包括支援センター 監査事務局

部 名	任 務 分 担	担 当 課
経 済 対 策 班 (農 業 対 策 班) (商 工 業 対 策 班) (施 設 第 1 班) (施 設 第 2 班) (水 道 班)	農林業施設の被害調査 ため池の被害調査 商工関係の被害調査 観光関係の被害調査 所管施設の被害状況調査 観光客等への情報提供 食料の調達及び保管 地震水害及び土砂災害危険箇所の警戒 道路・河川・公園等の被害調査 上下水道施設の被害調査 公共建築物の被害調査 飲料水の確保 緊急輸送道路等交通の確保 土砂災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置	農 林 課 農 業 委 員 会 商 工 観 光 課 建 設 課 水 道 課
教 育 対 策 部 (教 育 班)	学校等関係機関との連絡調整 避難所開設及び運営への協力 学校等所管施設の被害状況調査 児童・生徒等の安否確認	学 校 教 育 課 社 会 教 育 課 給 食 セ ン タ 一 博 物 館 図 書 館 市 立 三 笠 高 校
医 療 対 策 部 (医 療 班)	災害時医療の実施 所管施設の被害状況調査 医療救護所設置への協力	総 務 課 医 事 課
消 防 対 策 部 (消 防 班)	災害時の避難誘導 災害時における住民の救助 災害時における火災の消火 災害時における危険地域の警戒 所管施設の被害状況調査	消 消 防 防 署 団

第3章 風水害編

1 職員の出動基準

風水害が発生する恐れ又は発生した場合、災害応急対策を迅速に対応するため、配備体制を次のとおり定める。

出 勤 基 準	出 勤 区 分	課 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間雨量 20 mm以上 の見込み ・ 沈没注意水位の発表 ・ 風速 12m/s 以上が続 くとき 	第 一 次 非 常 配 備 (初 勤 体 制)	1 生活安全センター 2 農林課 3 建設課 4 消防署 ※状況によっては他の部課も対応する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3時間雨量 50 mm以上 の見込み ・ 台風の通過が見込まれるとき ・ 避難準備・高齢者等避難開始の発表が見込まれるとき 	第 二 次 非 常 配 備 (出 勤 体 制)	1 生活安全センター 2 農林課 3 建設課 4 消防署 5 総務課 6 市民生活課 7 福祉事務所 8 保健福祉課 9 水道課 10 学校教育課 ※状況によっては、災害対策本部の設置
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲の被害が発生したとき 	第 三 次 非 常 配 備 (総 勤 員 体 制)	1 災害対策本部の設置 2 災害対策本部員による対策協議 3 地域防災計画に基づき各部・各班は災害応急対策を実施

第一次非常配備（初動体制）

- 1時間雨量 20mm以上 の見込み
- 汛溢注意水位の発表
- 風速 12m/s 以上が続くとき

1 1時間 20mm以上の見込み、氾濫注意水位の発表、風速 12m/s 以上が発生したとき、次のとおり対応する。

- (1) 生活安全センター 気象の情報収集、雨量及び風速を記録、被害の情報収集、パトロールの実施、被害状況の把握、愛の鐘放送
 - (2) 農林課 農業関係の被害状況を確認
 - (3) 建設課 パトロールの実施（河川関係、土木関係、道路関係）、水防資機材の準備
 - (4) 消防署 水防活動の準備
 - (5) 他の部課 施設利用者の安全確保対策実施、所管施設の点検
- 2 消防長は、必要に応じて各部長及び各所属長を招集して対応を協議する。
- 3 消防長は、市長及び副市長に被害状況を報告する。

※状況によっては、総務課や各所管に連絡

第二次非常配備（出動体制）

- 3時間雨量50mm以上の見込み
- 台風通過が見込まれるとき
- 避難準備・高齢者等避難開始の発表が見込まれるとき
- 被害の状況に応じ災害対策本部を設置
(災害対策基本法第23条第1項の規定により、市長が認めたとき)

1 3時間50mm以上の見込み、台風通過の見込み、避難準備・高齢者等避難開始の発表の見込みのとき、次のとおり対応する。

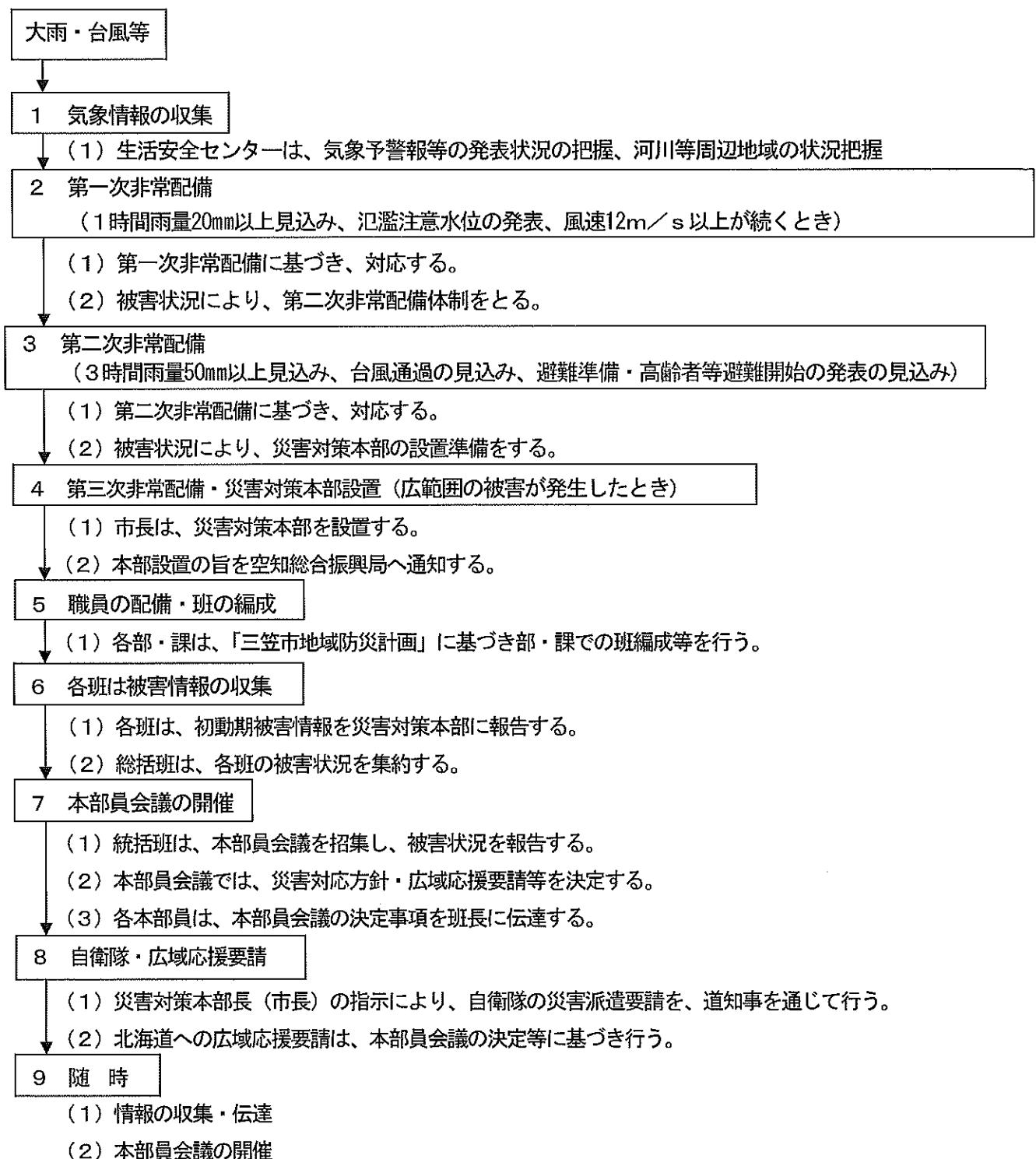
- (1) 生活安全センター 気象の情報収集、雨量及び風速を記録、被害の情報収集、被害状況の把握、愛の鐘放送
 - (2) 農林課 農業関係の被害状況を確認
 - (3) 建設課 パトロールの実施（河川関係、土木関係、道路関係）、被害の応急対策
 - (4) 消防署 パトロール及び水防活動の実施
 - (5) 総務課 各所管に施設被害有無の確認、ライフラインの確認
 - (6) 市民生活課 避難所開設準備
 - (7) 福祉事務所、保健福祉課 要援護者避難支援体制の準備
 - (8) 水道課 上下水道の点検、給水の準備
 - (9) 学校教育課 学校等被害状況確認、避難所開設準備
 - (10) 他の部課 各所管施設等の応急対策
- 2 消防長は、必要に応じて各部長及び各所属長を招集して対応を協議する。
- 3 消防長は、市長及び副市長に被害状況を報告する。
- 4 被害状況によっては、災害対策本部を設置し、第三次非常配備（総動員体制）体制をとる。

第三次非常配備（総動員体制）

- 広範囲の被害が発生したとき
- 災害対策本部を設置
(災害対策基本法第23条第1項の規定により、市長が認めたとき)

- 1 全職員をもって配備体制とする。
- 2 地域防災計画に基づき、各部・班は応急対策を実施する。

3 風水害配備体制フローチャート



4 任務分担

初動体制における各部の所掌する業務は、地震編の任務分担に準ずる。

第4章 雪害編

1 職員の出動基準

豪雪により市民生活に支障の恐れがある場合、雪害対策を迅速に対応するため、配備体制を次のとおり定める。

出 動 基 準	出 動 区 分	課 名
・情報収集	第一 次 非 常 配 備 (初動体制)	1 生活安全センター
・道路の狭隘 ・高齢者宅の除雪状況 ・屋根の落雪危険	第二 次 非 常 配 備 (出動体制)	1 生活安全センター 2 保健福祉課 3 建設課 4 消防署
・市民生活の支障 ・雪害の発生が予想されるとき ・通常の除雪体制では間に合わないとき	第三 次 非 常 配 備 (総動員体制)	1 災害対策本部の設置 2 災害対策本部員による対策協議 3 地域防災計画に基づき各部・各班は災害応急対策を実施

※ 積雪・降雪状況により、市民生活に支障の恐れがある時は三役及び各部長で、
雪害対策本部の設置を協議する。

第一次非常配備（初動体制）

○ 情報収集

- (1) 生活安全センター ・ ・ ・ ・ ・ 気象の情報収集、積雪量及び降雪量を記録、被害の情報収集、パトロールの実施、被害状況の把握、愛の鐘放送

第二次非常配備（出動体制）

○ 道路の狭隘 ○ 高齢者宅の除雪状況 ○ 屋根の落雪危険

1 道路の狭隘、高齢者宅の除雪状況、屋根の落雪危険など雪害発生の恐れがあるとき、次のとおり対応する。

- (1) 生活安全センター ・ ・ ・ ・ ・ 気象の情報収集、積雪量及び降雪量を記録、被害の情報収集、パトロールの実施、被害状況の把握、愛の鐘放送
- (2) 保健福祉課 ・ ・ ・ ・ ・ 独居、準独居世帯の除雪状況
- (3) 建設課 ・ ・ ・ ・ ・ パトロールの実施、道路の狭隘調査
屋根の落雪危険世帯の調査、市営住宅の除雪状況
- (4) 消防署 ・ ・ ・ ・ ・ 水利除雪
- (5) 他の部課 ・ ・ ・ ・ ・ 上記について協力する。

2 消防長は、必要に応じて各部長及び各所属長を招集して対応を協議する。

3 積雪・降雪状況や市民の生活に支障の恐れがある時は、三役及び部長協議により災害対策本部を設置する。

4 消防長は、市長及び副市長に被害状況を報告する。

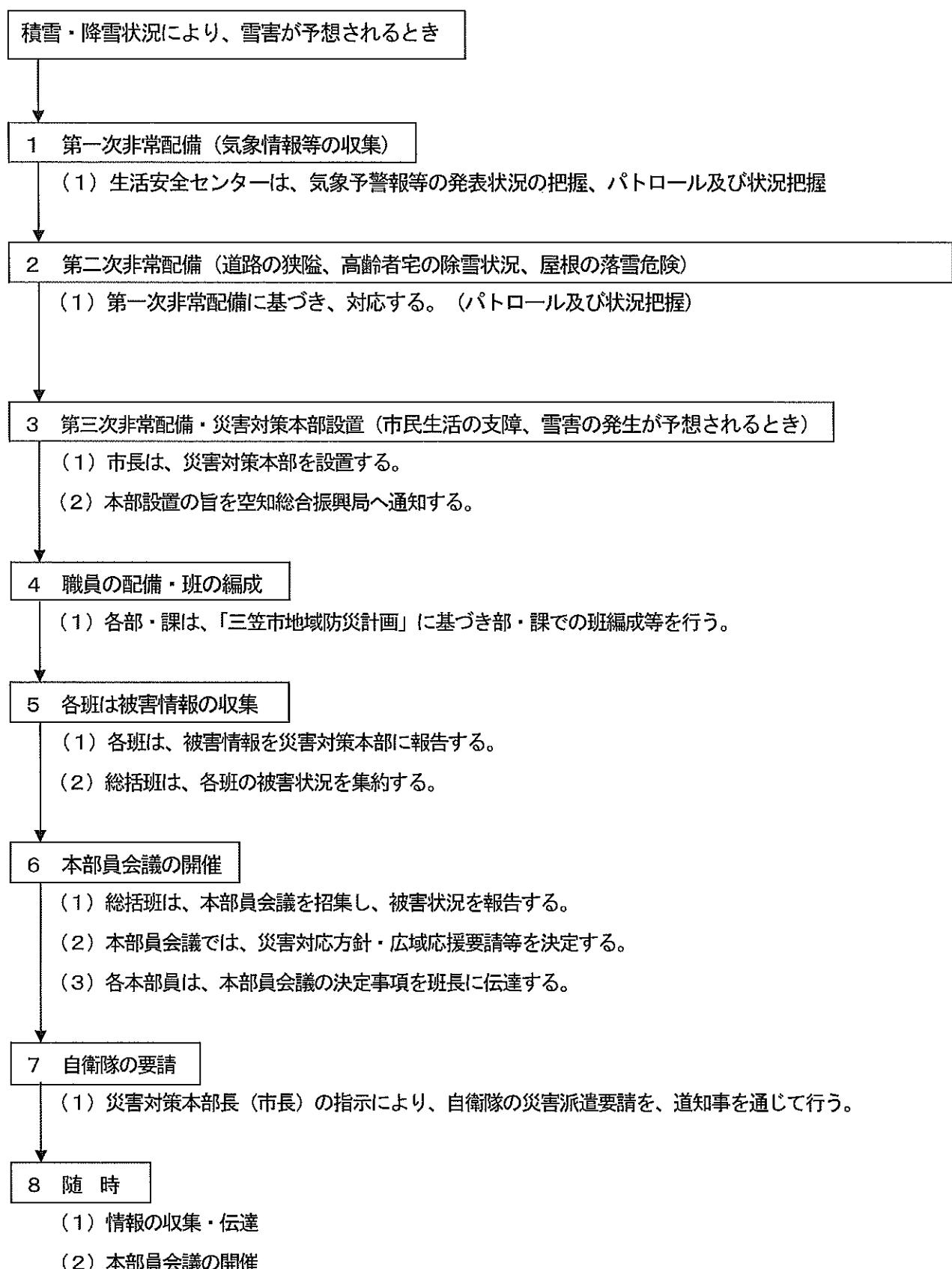
※状況によっては、総務課や各所管に連絡

第三次非常配備（総動員体制）

- 市民生活の支障
- 雪害の発生が予想されるとき
- 通常の除雪体制では間に合わないとき
- 災害対策本部を設置
(災害対策基本法第23条第1項の規定により、市長が認めたとき)

- 1 全職員をもって配備体制とする。
- 2 地域防災計画に基づき、各部・班は応急対策を実施する。

3 雪害配備体制フローチャート



4 任務分担

初動体制における各部の所掌する業務は、概ね次のとおりである。

部 名	任 務 分 担	担 当 課
総務対策部 (総括班) (総務班)	災害対策本部の設置 災害情報の収集及び防災関係機関への伝達 動員連絡及び出動人員の把握 被害情報のとりまとめ 道及び防災関係機関との連絡調整 自主防災組織との連絡調整 自衛隊等への応援要請 災害対策に関する方針の作成 来庁者及び職員の安全確保、負傷者の救護 庁舎の被害状況の把握 市議会との連絡調整	生活安全センター 総務予防課 総務課 議会事務局 選挙管理委員会事務局
企画対策部 (企画広報班) (財務班) (調査班)	市民への情報伝達・広報 報道機関との連絡調整 災害に関する市民相談窓口の設置 被害情報の記録、整理 テレビ、ラジオ、新聞報道等からの情報の収集 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整	企画調整課 税務財政課 政策推進課 会計課
市民対策部 (避難防疫班) (救護班) (保健対策班)	自治会との連絡調整 所管施設の被害状況調査 医療、福祉関係機関との連絡調整 要援護者の安否確認	市民生活課 福祉事務所 保健福祉課 地域包括支援センター 監査事務局
経済対策班 (農業対策班) (商工業対策班) (施設第1班) (施設第2班) (水道班)	商工関係の被害調査 観光関係の被害調査 所管施設の被害状況調査 観光客等への情報提供 上下水道施設の被害調査 公共建築物の被害調査 緊急輸送道路等交通の確保	農林課 農業委員会 商工観光課 建設課 水道課

部 名	任 務 分 担	担 当 課
教 育 対 策 部 (教 育 班)	学校等関係機関との連絡調整 学校等所管施設の被害状況調査	学 校 教 育 課 社 会 教 育 課 給 食 セ ン タ 一 博 物 館 図 書 館 市 立 三 笠 高 校
医 療 対 策 部 (医 療 班)	所管施設の被害状況調査	総 务 管 理 課 医 事 課
消 防 対 策 部 (消 防 班)	災害時における住民の救助 災害時における危険地域の警戒 所管施設の被害状況調査	消 防 署 消 防 団

